

(案)
第 2 期大阪府死因究明等推進計画

令和 8 年(2026 年)3 月
大 阪 府

目次

第1章 基本的事項	
第1節 計画の趣旨・背景	1
第2節 計画の基本理念	
第3節 計画の位置付け	
第4節 計画の期間	
第2章 府を取り巻く状況	
第1節 大阪府における現状と課題	4
(1)死体取扱数の推移と府内の死因調査体制	
(2)大阪市内と大阪市以外の検案数の推移	
(3)府民啓発と検案データの利活用	
(4)身元確認調査体制及び対応件数の推移	
(5)大規模災害時への対応	
第2節 大阪府死因究明等推進計画に基づく取組と課題	11
(1)第1期計画期間における取組(令和5年度～令和7年度までの取組状況)	
(2)取組における課題	
第3節 国推進計画と今後の体制整備に向けた方向性との関係性	17
第3章 基本的な考え方	18
第1節 基本方針	
第2節 基本方針を踏まえた重点施策	
第4章 具体的な取組と目標	19
(1)死因診断体制の整備	19
(2)適切な検査・解剖体制の構築	21
(3)施設の連携・強化	22
(4)施策推進のための環境整備	23
第5章 推進体制等	25
関係法令	28

第1章 基本的事項

第1節 計画の趣旨・背景

大阪府における年間死亡者数は高齢化の進展に伴い、令和6年[2024年]には108,534人となっており、今後も緩やかに増加する見込みであり、それに比例して警察が取り扱う死体¹(交通関係による死者を除く。以下「死体取扱」という)の数も増加傾向にある。

この間、死因究明等を取り巻く状況は、死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号。以下、「基本法」という。)の施行や政府の「死因究明等推進計画」策定(令和3年6月)など、「死因究明」と「身元確認」に関する施策の重要性が高まっている。基本法第12条では、「国及び地方公共団体は死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする」旨、規定するとともに、同計画では「国が策定したマニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の実情に応じた実効性のある施策の実施等を促す」とされている。

大阪府ではこれまで、「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ(平成30年2月)」をもとに、死因調査体制の整備に取り組んできた。さらに、基本法の施行や政府の死因究明等推進計画の策定を受け、府においても令和5年3月に「大阪府死因究明等推進計画」を策定し、現状と課題を再確認するとともに、これまで議論されてこなかった「身元確認」や「大規模災害時の対応」についても、本計画に盛り込み、関連施策の推進に取り組んできた。

一方で、死因究明等に係る人材の育成及び確保、体制の効果的な運用等は、引き続き課題となっている。この点、基本法においては、施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないものとされている。今回、政府の計画が令和6年7月に変更されたことを踏まえ、本府においても大阪府死因調査等協議会での議論を経て、「第2期大阪府死因究明等推進計画」を策定し、引き続き、府域の死因究明施策の推進に取り組んでいく。

¹ 警察において死体を発見したり死体を発見した旨の通報を受け、又は、死体に関する法令に基づく届出を受けて取り扱った死体のこと

なお、本計画は、平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」の理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

■17 の持続可能な開発目標(ゴール)

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 
<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	
<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>持続可能な開発のための海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>	

第2節 計画の基本理念

府は、基本法第3条に定める基本理念に基づき、死因究明等の推進に取り組む。

(基本理念) ※死因究明等推進基本法(令和元年法律第三十三号) 抜粋

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

- 一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。
 - 二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。
 - 三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。
 - 四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。
- 2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。
- 3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

第3節 計画の位置づけ

「死因究明等推進基本法」にもとづき令和6年7月に閣議決定した「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた施策の実施等を促すため、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定するものである。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度(2026年度)から3年間とする。

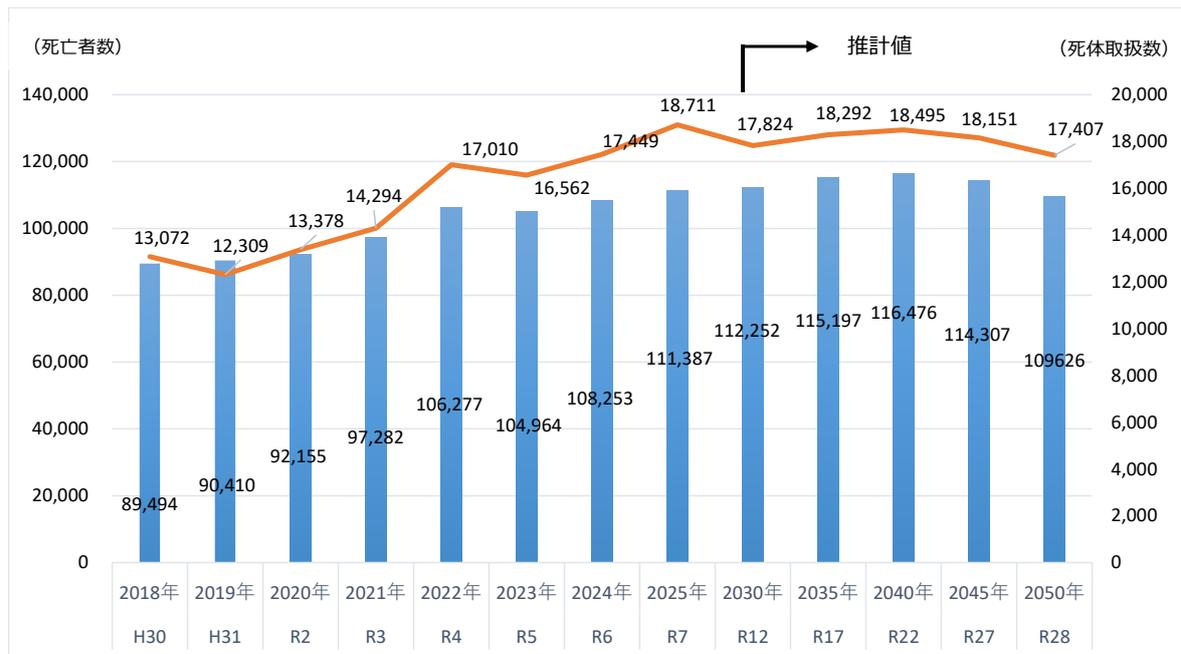
第2章 府を取り巻く状況

第1節 大阪府における現状と課題

(1) 死体取扱数の推移と府内の死因調査体制

府内死亡者数は、令和 22 年[2040 年]にピークを迎え約 11 万 7,000 人となる見込みであり、これに比例して死体取扱数も今後増加し続けることが見込まれている。

[府内死亡者数と死体取扱数*]



出典：(死亡者数)2024 年までは総務省「人口動態調査」、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和 5 年推計)」に「出生、死亡及び自然増加の率(総人口)」を乗じて算出

(死体取扱数)大阪府警察本部提供データ、今後の推移は死亡者数を基に過去 5 年間の平均伸び率を乗じて算出

*死体取扱数:警察が取り扱った死体数(交通関係による死者を除く)のことをいう。(警察において死体を発見したり死体を発見した旨の通報を受け、又は、死体に関する法令に基づく届出を受けて取り扱った死体のこと。)

大阪府内における死因究明体制は次頁(府内の死因究明関連機関)のとおりであり、法医学教室を有する府内5大学等及び監察医事務所においてその役割を担っている。

また、日頃、司法解剖等を必要としない場合の死因診断を行う大阪市以外の警察医及び協力医に対して令和 2 年度に実施したアンケートでは、60 歳以上の年齢層が 55.1%を占めていることや、監察医事務所では常勤の監察医は不在であり、非常勤監察医の 60 歳以上の年齢層が 40%となっているため、引き続き高齢化への対応が必要である。こうしたことから、死因究明等を担う人材確保・育成が急務である。

一方、府内の大学では死因診断の実務に取り組む人材を育成、確保するため、平成 26 年度から大阪大学で文部科学省特別経費に採択されて世界初の大学院死因究明コースを設置し人材育成を進めてきた。社会人用の大学院科目等履修生高度プログラムを6つ設置、文部科学省の職業人実践育成プログラム(BP)にも採択されかつ厚生労働省の教育訓練旧制度の講座指定も受けて、死因究明学高度専門人材を30名以上輩出してきた。また、令和5年度から人材育成、最先端データ解析、社会公共政策の立案をする「次のいのちを守る人材育成教育研究センター」を文部科学省の支援で設置し、より死因究明高度専門人材の育成を促進して

いる。しかし、大学以外の働き場所がなく、十分な供給につながっていない。

大阪医科薬科大学で令和4年度から滋賀医科大学及び京都府立医科大学と連携して取り組む「地域で活躍する Forensic Generalist, Forensic Specialist の養成」についても取組みを開始。大学院コースである法医専門医養成コース7名(2名修了)、法歯科医養成コース3名(1名修了)、法医臨床医養成コース13名(2名修了)であった。さらに、臨床医師・歯科医師対象のインテンシブコース(講義+解剖見学実習)は医師コース55名、歯科医師コース151名(合計206名)が修了した。本事業3年目に行われた文科省による中間評価では最も良い「S評価」を得た。

[府内の死因究明関連機関]

	大阪大学	大阪公立大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	近畿大学病院 (死因究明センター)	はびきの医療センター	監察医事務所
体制 (R7年12月末時点)	解剖医3名 CT専門医1名	解剖医1名	解剖医4名	解剖医1名	解剖医1名	解剖医1名	監察医32名 (実働22名)
死後CTの実施状況 (R6年)	有	有	無	無	有	無	有
死因調査 業務 (R6年)	司法解剖	347	59	281	94	0	0
	調査法解剖	40	8	37	0	21	39
	行政解剖 (承諾解剖)	0	0	0	0	0	313
CT撮影件数(R6年)	70	14	-	-	0	-	2,180

資料:大阪府警察本部、大阪府健康医療部

府内法医学教室等で司法解剖等を担う執刀医は11名で、平均年齢は53.5歳である。加えて、司法解剖等を支える解剖助手や臨床検査技師等も対応可能な人材の採用が限られており、人材の確保や育成が課題となっている。また、司法解剖等の件数は増加している。人員の確保とあわせ、大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場所の確保が必要である。

[府内法医学教室等における司法解剖等の実施状況]

	大阪大学	大阪公立大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	近畿大学	はびきの 医療センター
R5年	351	68	214	77	6	32
R6年	459	81	319	94	21	39
増加率	1.31	1.19	1.49	1.22	3.50	1.22

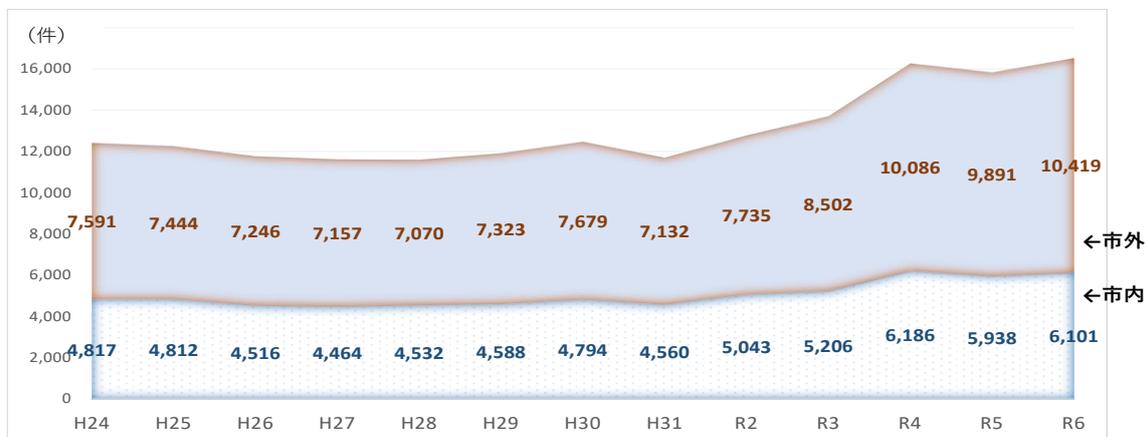
資料:大阪府警察本部

※上記件数は、司法解剖、調査法解剖、死亡時画像診断、司法検案の総件数。
はびきの医療センターは、調査法解剖のみ実施。

(2) 大阪市内と大阪市以外の検案数の推移

府内の事件性の認められない死体取扱数は、監察医制度を有する大阪市内の検案数に比べ、大阪市以外の警察医による検案数が令和6年実績で約 1.7 倍となっており、大阪市以外の地域においてより正確な死因究明体制の整備が必要となっている。

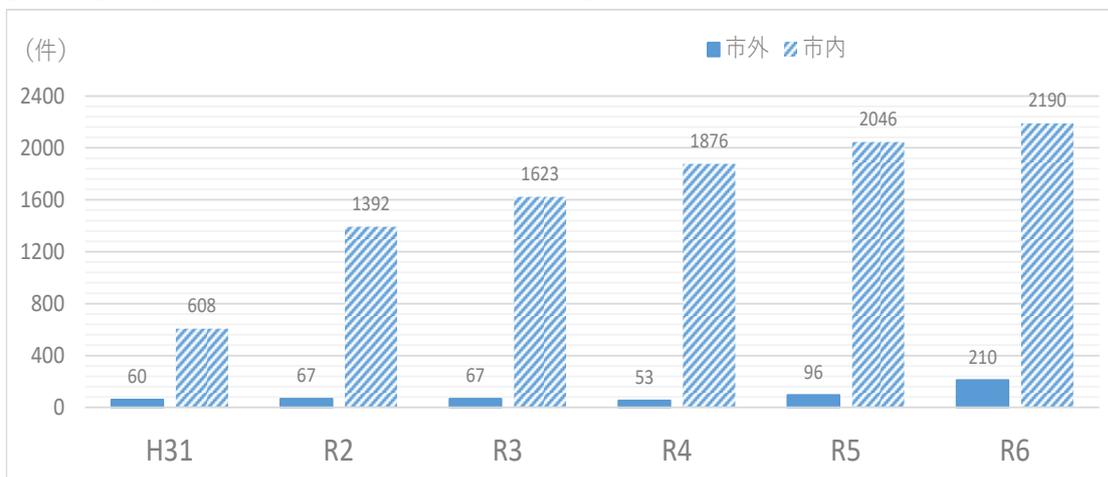
[検案数の推移(市内と市外)]



資料:大阪府警察本部

死亡時画像診断の実施状況について大阪市内と市外を比較したところ、監察医制度のある大阪市内では、監察医事務所にCT車を導入した平成 31 年度以降、撮影件数が伸びているが、制度対象外の大阪市外で亡くなった遺体へのCT撮影件数は、令和6年では 210 件と増加傾向にあるものの、市内と比較すると依然として実施実績が少なく、より充実した死因究明体制(死亡時画像診断の実施)の整備が必要となっている。

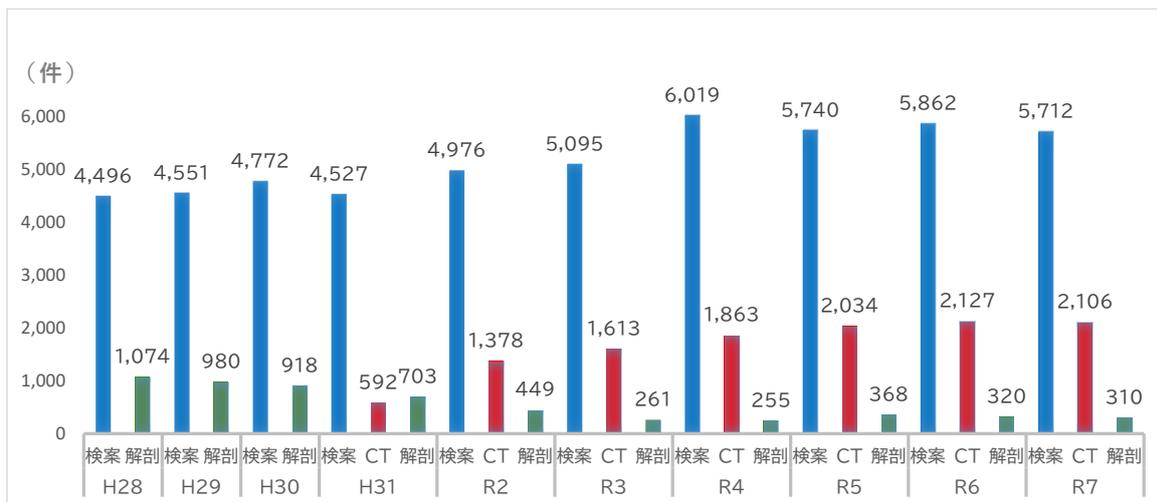
[死亡時画像診断の状況(市内と市外の比較)]



資料:大阪府警察本部、大阪府監察医事務所

監察医制度を有する大阪市内の検案数も増加しているが、平成 31 年 4 月から導入した CT 設備を活用した死亡時画像診断によって解剖件数は減少傾向にある。一方、府内全体を見ると司法解剖等は増加しており大学の負担は増加している。(P5[府内法医学教室等における司法解剖等の実施状況]参照)

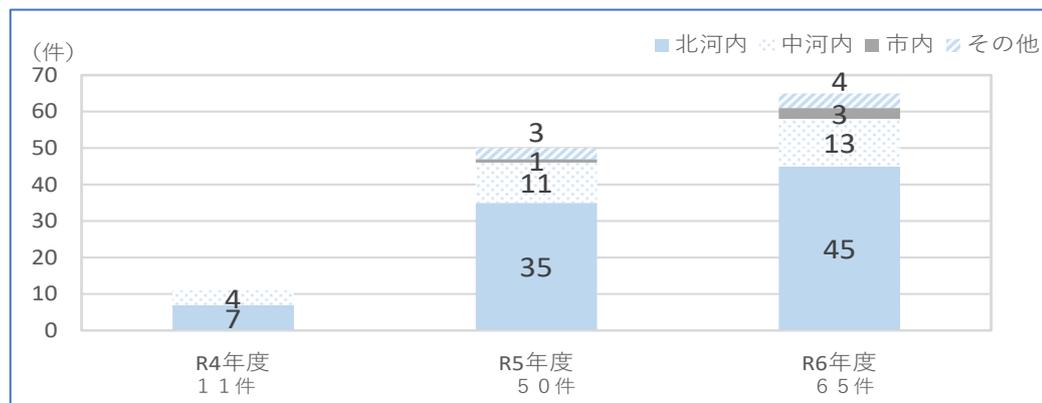
[大阪府監察医事務所実績(市内)]



資料:大阪府監察医事務所(CT、解剖件数は検案数の内訳)

死亡時画像診断は万能ではないものの、解剖に要する時間や解剖に携わる職員の結核等の感染予防、解剖を希望しない遺族感情に配慮した診断手法として有効であることから、大阪府では大阪市以外の一部の地域の死因究明に監察医事務所のCT設備を活用しており、その件数は年々増加している。

[大阪府監察医事務所でのCT車の活用(調査法利用)]



資料:大阪府健康医療部

監察医事務所での死亡時画像診断では、肺炎、肺気腫、肺がん等の呼吸器疾患の他、脳出血、脳くも膜下出血、心嚢血腫、心肥大、冠動脈硬化症などの内因性疾患や、食物誤嚥や(浴槽内)溺死等の外因死の診断に役立っている。

CTで診断できない慢性心不全や突然死、糖尿病等、出血や病変の確認が必要な事例には血液検査や解剖により死因診断する体制を構築している。今後も設備等の充実を図り死因究明の充実に寄与していく必要がある。

(3)府民啓発と検索データの利活用

大阪府では、穏やかな看取りへの対応としてこれまで「人生会議(ACP²)」の周知啓発や、府民に対し人生会議(ACP)を実践できる人材の育成など、在宅での看取りが円滑に進むよう取り組み組んでおり、今後も継続する。

[人生会議の周知啓発・人材育成](R5年度～R7年度実績)

- ・「府政だより」への掲載、X(旧 Twitter)、Instagram 等SNSでの発信、「人生会議アニメーション動画」をホームページで公開
- ・人生会議の日にあわせて府民公開講座(令和6年度)、府民参加型イベント(令和7年度)を実施
- ・啓発資材を府民、府立学校、高齢者施設等に配布
- ・市町村が実施する住民セミナーへの支援
- ・医療従事者等を対象とした人生会議(ACP)支援実践人材育成研修の実施等

<啓発資材の一例>



また、死因調査体制の整備にあたり、死因究明に対する遺族感情等の把握は不可欠であることから、令和4年度と令和6年度、厚労省の死因究明拠点モデル事業において、さらなる検査や解剖についての遺族への対応についても分析・検討を進めており、その結果は次のとおりであった。

令和4年度のモデル事業の期間中、警察医から遺族に対し詳細な死因究明のためにさらなる検査や解剖の必要性について説明した件数が24件あったが、うち死因究明拠点において検査・解剖を行った件数は2件であった。さらなる検査や解剖は不要とした遺族の認識は、外表検査による検案結果の説明を受けて十分納得でき、検査や解剖に時間をかけることは避けたく一刻も早く遺族の元に戻してほしいといったものであった。この結果を踏まえ令和6年度は協力医療機関における死亡時画像診断に特化してモデル事業を実施したところ、4件の実績があり、遺族に説明した全てのケースにおいて遺族の理解を得られることができた。これらを踏まえ、遺族感情に配慮した対応を行うため令和5年度から遺族対応研修を実施してきた。死因究明の重要性が指摘される中、今後、府民への死因究明の啓発に際し、こうした遺族感情への配慮を行いつつ府の施策構築につなげていく必要がある。

検案データの利活用については、監察医事務所で検案データの電子化に取り組んでおり、これまで蓄積された検案データを利活用し、熱中症での死亡事例や孤独死の現状について近畿公衆衛生学会やホームページを通じて広く府民啓発を行い、公衆衛生の向上に努めている。

² ACP: Advance Care Planning の略。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有すること。

また、市町村が行う普及啓発の場における積極的な活用の呼びかけを実施していくためには、データの詳細な分析や、医療機関とも連携した予防に取り組んでいくことが重要である。

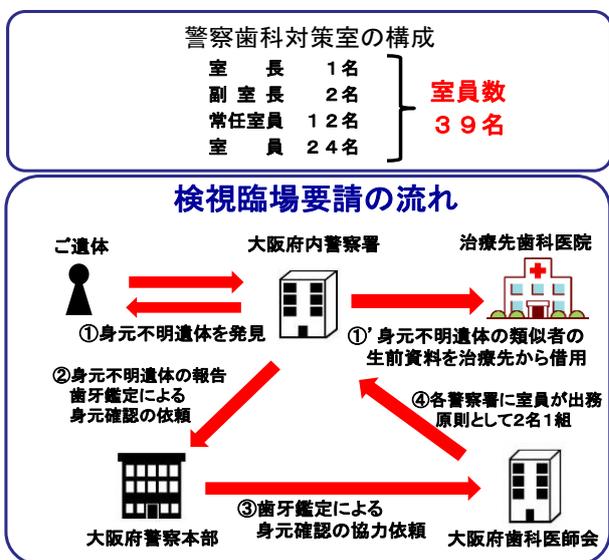
さらに、入浴死や自殺についても庁内関係課と連携し、個人情報に配慮しつつ、データの提供を行うことで府民への周知やその対策に努めているところである。

今後は、大学等とも連携し、データ電子化の継続や蓄積したデータを分析することで、関係機関と連携した感染症の早期発見など、公衆衛生の向上に一層寄与するよう取り組む必要がある。

(4)身元確認調査体制及び対応件数の推移

大阪府歯科医師会では、大阪府警察本部(検視調査課)と協力体制を組んでおり、府内の身元不明死亡者のうち、所轄警察署から歯牙鑑定による身元確認の要請があった場合、警察歯科対策室の室員 2 名が出務し、生前資料を治療先から入手した上で身元の特定作業を行っている。

[歯牙鑑定による身元確認の状況]



年度ごとの検視臨場件数一覧

年度	件数	身元判明件数
H21	35	34
H22	44	44
H23	56	56
H24	72	70
H25	142	142
H26	186	182
H27	165	164
H28	189	188
H29	202	201
H30	250	248
R1	256	256
R2	272	272
R3	253	252
R4	340	339
R5	85	85
R6	76	76

出典：大阪府歯科医師会提供資料抜粋

また、大阪大学でも大阪大学で解剖された身元不詳の死亡者に対する歯牙鑑定を受託し、身元確認を行っている。歯科医師5名による午前午後の当番制でCT撮影およびパノラマ撮影、3Dスキャナーによる口腔内撮影を実施して生前のものと照合し、より科学的な鑑定を行っている。

(5)大規模災害時への対応

我が国では平成 23 年に発生した東日本大震災以降も熊本地震(平成 28 年)や豪雨・豪雪による自然災害が日本各地で頻発、大阪でも大阪府北部地震(平成 30 年 6 月)や台風 21 号(平成 30 年 9 月)、また令和6年には能登半島地震が発生するなど、府民生活を揺るがす自然災害が発生、さらに関西の広い範囲で被害が想定される南海トラフ地震の発生確率は今後 30 年間で60%~90%程度以上となっており、大規模災害時における身元確認体制の備えも必要となっている。

現在、大阪府では、災害対策基本法に基づき、昭和 39 年に「大阪府地域防災計画」を策定(令和7年3月修正)し、関係機関は遺体対策について必要な措置を行うこととしている。この計画に基づき府では警察の要請により監察医への協力依頼を行い、検案を実施することとし

ている。

一方、大阪府警本部長は検案医の派遣要請を警察庁に行い、警察庁から法医学会に対して検案医派遣要請を行うことで、法医学者が派遣される。法医学会では派遣対応可能な法医学者が登録されており、派遣が可能となっている。府内5大学は法医学会派遣医師が来るまでの当初の対応とその後の解剖に備えることとなっている。

【警察本部・第五管区海上保安本部】

- 1 災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視(死体調査)を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- 2 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

【市町村】

- 1 遺体安置所の設置
- 2 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので、警察その他の関係機関と連携を図る。

【大阪府】

- 1 警察本部より検案要請があった場合、監察医事務所において検案を行う。
- 2 市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。

また、日本医師会では、災害対策基本法の「指定公共機関」に指定(平成 26 年 8 月)され、「防災業務計画」(令和5年1月改正)を策定した。この計画に定める災害医療支援活動に「死体の検案に関する医師の派遣又はその協力」について記載されている。

さらに、日本歯科医師会では、「大規模災害時の歯科医師会行動計画」を策定(平成 22 年 8 月)し、令和7年 5 月には改訂版が出されている。改訂版では、災害時に求められる人材の役割とその育成、被災地における他支援チームとの連携、支援時における具体的活動内容の拡充など、令和6年1月に発生した能登半島地震での JDAT (Japan Dental Alliance Team:日本災害 歯科支援チーム)活動の課題を盛り込んだものとなっているとともに、全国統一版として普及に努める「身元確認マニュアル」を分離し、情報を参照しやすい形にまとめている。

一方、大阪府歯科医師会では「警察歯科対策室」を設置し、身元不明の遺体について大阪府警からの検視臨場要請により、歯牙鑑定による身元確認を令和6年度において年間約76件行っている。身元確認には、生前の歯科資料の整備が不可欠であるが、資料検索が難航した場合、歯牙鑑定を行う上で時間を要する場合もある。また、現状、年間約80件の身元確認を行っているものの、大規模災害が発災した場合は一度に多数の死者、身元不明者の発生が想定されるため、これらに対応するための体制構築(人的体制、物的体制:ポータブルレントゲン等の機材確保)が必要である。

大阪大学では当番制の歯科医師5名が蓄積と研鑽を進めており、バッテリー駆動のワイヤレス3DスキャナーとAIを用いた歯牙照合に関し近畿大学口腔外科と連携して実施中である。

第2節 大阪府死因究明等推進計画に基づく取組と課題

「大阪府死因究明等推進計画」(令和5年度～令和7年度)では、2040年の超高齢多死社会を見据えた死因究明等体制の府域全体での整備や大阪市内と大阪市外での対応が異なる検案体制の均てん化³の継続を基本方針に掲げ、「死因診断体制の整備」・「適切な検査・解剖体制の構築」・「施設の連携・強化」・「施策推進のための環境整備」を重点施策として、取組を進めてきた。

(1)第1期計画期間における取組と課題(令和5年度～令和7年度までの取組状況)

<p>① 死因診断体制の整備</p>
<p>ア) 臨床医における医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上</p>
<p>【目標】・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数 毎年100名以上</p>
<p>・救急医及びかかりつけ医を対象とした研修及び死因診断に関するアンケートを実施(大阪府医師会委託)。オンデマンドによる研修配信を行い、救急医向け及びかかりつけ医の配信は3カ年実施、郡市区医師会におけるビデオ研修会を令和6年度から2カ年実施。両研修とも毎年100名以上が受講。</p>
<p>イ) 死因究明等を担う人材不足への対応</p>
<p>【目標】・監察医事務所での実習生受け入れ数 年間10名以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監察医の委嘱数 3年間で5名以上(初年度に実効性のある対応を実施) ・ 大学で法医学を専攻する医師数 3年間で5名以上(初年度に実効性のある対応を促進) ・ 大阪地域医療支援センターホームページで大学のニーズを踏まえた情報を発信し、法医のキャリア形成支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死因究明等を担う人材不足への対応について、各大学の現状把握、大学施設等の活用等の課題について協議を実施。 ・ 監察医事務所における実習生の受入を行い、302名が参加。また新たに3カ年で6名の監察医を委嘱。 ・ 大学若手医師の検案業務従事検討を進め、法医学を専攻する医師数が3カ年で10名となった。 ・ 監察医確保のための実習支援事業を令和6年度から開始し、制度を活用した医師数は令和6年度からの2カ年で8名。 ・ 主に在宅医療の現場において、患者へのACP支援を実施できる人材を育成するための研修を実施。訪問看護師、介護職等他職種を対象とし、3カ年で68回開催、3,465人が参加。

³ 均てん化:主に医療政策の分野で用いられる語で、医療サービスなどの地域格差などをなくし、全国どこでも等しく専門的な医療を受けることができるようにすることを指す語。本計画では、府内のどこでも等しく死因究明等が行われる体制整備をめざすことをいう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪大学大学院修士課程「死因究明学コース」(学位は修士(公衆衛生学))修了者は10名(一名医学部編入)、博士課程の法医学者・法歯学者養成実績は12名となった。大学院高度プログラム修了者は61名で内医師は31名、歯科医師12名であった。 ・大阪大学において、文科省支援「次のいのちを守る人材育成教育研究拠点形成事業」を実施。令和5年10月に次のいのちを守る人材育成教育研究センター設置し、令和6年7月キックオフシンポジウムを開催。人材育成として、大学院講義・演習14科目、総計364.5時間の講義を実施しており、これらのプログラムが文部科学省「職業力実践プログラム」に採択され、厚生労働省の教育給付金制度の指定講座となっている。 <ul style="list-style-type: none"> 【大学院生向けに大学院高度副プログラム】 <ul style="list-style-type: none"> 死因究明学に根ざした法医学者・法歯学者養成プログラム(履修5名) 死因究明学プログラム(履修3名) 【大学院科目等履修生高度プログラム】 <ul style="list-style-type: none"> 死因診断能力の向上と死因究明の攻究(死因究明学を志す人向け) 在宅医療の充実における看取り向上のための検案能力涵養(在宅医療の医師対象) 多死社会における死後画像診断力の向上(画像診断医師、診療放射線技師対象) 訪問看護師向け死因究明の涵養プログラム(訪問看護師対象) 死因究明薬剤師の養成のための薬物分析能の涵養(薬剤師対象) 死因究明学に根ざした法歯学の涵養プログラム(歯科医師対象) ・大阪医科薬科大学(滋賀医科大学・京都府立医科大学と連携)において、「地域で活躍するForensic Generalist,Forensic Specialistの養成」として、令和4年度から大学院博士課程コース、インテンシブコースを設置。 ・大阪府歯科医師会警察歯科対策室員のスキルアップを図るため、大阪府警と歯科医師会で毎年勉強会を実施(9月、1月)。
	<p>ウ) 大阪市外の検案を実施している警察医の高齢化、人材不足への対応や業務負担に対するサポート体制の充実</p> <p>【目標】・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察医を対象とした、検案技術向上研修を毎年、講義と検案同行研修を実施し、延べ33名の警察医が参加。
	<p>エ) 死因診断技術の向上</p> <p>【目標】・大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換を継続し、日頃から相談できる体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急機関との相談体制の構築等のため、令和5年度から監察医事務所と救急医療機関との意見交換を5回実施。 ・救急医及びびかりつけ医を対象とした研修を実施。 [再掲] ・警察医に適宜、死因診断技術向上に資する解剖結果等の情報提供を実施。

<取組に対する課題>

- 2040年（令和22年）にピークを迎える見込みの死体取扱数に対応していく必要があるが、引き続き、大学の法医学教室における常勤雇用の確保や大学院修了者の大学以外の死因究明施設の医師確保の問題、警察医・監察医の高齢化が課題となっている。引き続き、救急医及びかかりつけ医などに、日頃から死後の死因診断を実施していただけるよう研修等を実施していく必要がある。
- また、救急医の死因診断技術のさらなる向上をめざし、救急医と監察医の意見交換の充実、各大学法医学教室と大阪府内の救急医との情報共有を進めていく必要がある。
- 府内の死因究明体制を維持していくためには、大学の法医学教室との連携が必要となるため、引き続き大学の法医学教室のニーズ等の把握、監察医事務所での解剖実習の受け入れを継続して実施していく必要がある。
- 大学若手医師のキャリアパス等に対する不安を軽減するため、大阪市内では監察医事務所や大阪市外では警察医等としての検案業務従事について検討する必要がある。また、警察医や監察医の新たな養成へと繋がるよう、新たな展開を検討していく必要がある。
- 在宅での看取りを希望する本人や家族のために、人生会議（ACP）のさらなる普及啓発と実際に実践できる多職種を対象とした人材の育成を引き続き実施する必要がある。
- 大学の法医学教室等高等教育機関において、死因究明に関わる人材の育成を引き続き実施する必要がある。

※大阪大学大学院「死因究明学コース」課程および1つの大学院高度副プログラムと6つの科目等履修生高度プログラムによる死因究明高度専門職人材の養成と社会人リスクリング教育の継続、大学院博士課程での高度副プログラムを活用した法医学者・法歯学者の養成の継続、文科省「次のいのちを守る人材育成教育研究拠点事業」（全国拠点）の継続、死因究明学専門職大学院（仮称）設置の検討

※大阪医科薬科大学（滋賀医科大学・京都府立医科大学と連携）における地域で活躍する Forensic Generalist, Forensic Specialist の養成の継続

※警察歯科対策室委員会においてスキルアップを図るための症例研修実施を継続 等

- 警察医の高齢化や人材不足への対応が必要であるため、大阪府警察医会と連携し、検案技術向上のための研修実施やサポート体制構築について検討する必要がある。

② 適切な検査・解剖体制の構築

ア) 死亡時画像診断等の導入と市外での活用による均てん化

【目標】・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり

- 監察医事務所のCT車を活用した市外CTの対象地域拡大

・堺・泉州地域において、協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断（CT）の試行実施するモデル事業を実施。（令和5年度8件、令和6年度31件、令和7年度21件）

・監察医事務所に導入したCT車を活用した市外CTを北河内地域等において実施。（令和5年度50件、令和6年度65件、令和7年度28件（令和7年10月末時点））

	<ul style="list-style-type: none"> • 大学や医療機関に死亡時画像診断の有効性を提案し、国の補助金を活用しながら導入を促進。(施設整備 2 大学、設備整備 4 大学) • 国の死因究明拠点整備モデル事業で、令和 7 年度に大阪大学が B 薬毒物検査拠点モデルに採択。大阪府下で検案時にアルコールを含めた薬毒物検査が必要な場合に大阪大学へ依頼できるようになった。
	<p>イ) 解剖に際してのご遺族への配慮</p> <p>【目標】・遺族対応について関係者による研修実施(概ね年 1 回)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 遺族感情に配慮した対応をするため、遺族対応研修を令和 6 年度より年 1 回実施。
	<p>ウ) 検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用</p> <p>【目標】・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> • ホームページ掲載中の孤独死や熱中症データの内容を充実。 • 情報の適切な管理に関し、関係者への必要な情報の提供。 • 厚生労働省において、身元確認のための大規模データベース構築に向け検討中であることから、その動向を注視。 • 令和 5 年度から監察医事務所ホームページで「年熱中症死亡例の詳細について」を公表。 • 第 108 次日本法医学会学術全国集会において、救急搬送時と監察医検案時、同一症例における血液検査の比較検討を発表(令和 6 年 6 月)。 • 第 63 回近畿公衆衛生学会において、演題を発表(令和 6 年 8 月)。 • 学会発表、論文投稿予定(令和 7 年度)
	<p><取組に対する課題></p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き、検案体制の異なる大阪市内と大阪市外の均てん化に向けた取組が必要である。 • 大阪府内での死亡時画像診断実施に向けた協力医療機関の確保を引き続き実施するとともに、死亡時画像診断が可能な警察医等の読影技術向上に向けた取組を進める必要がある。また、監察医事務所の CT について、引き続き大阪市外に活用していくとともに、国の補助金を活用した、大学や医療機関への死亡時画像診断施設及び設備の導入促進を継続して実施する必要がある。 • 監察医事務所で得られた大阪市内の死因データを、故人の尊厳と遺族に配慮しつつ、孤独死・入浴関連死や熱中症予防等、府民の公衆衛生の向上のために関係機関と連携して、積極的に利活用していくことが求められている。 • また、犯罪死見逃しや事例の分析に資するよう、死亡検証により得られた子どもの死亡原因に関する情報や虐待による死亡が疑われると判断した場合の情報の取扱いについて、担当部署が対策等に必要となる情報や医学的データを提供するなど、個人情報取扱いにも十分配慮しながら、関係者間での情報共有が必要である。
	<p>③ 施設の連携・強化</p>
	<p>ア) 今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、検査・解剖が可能な協力施設の確保と連携推進</p> <p>【目標】・大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大阪市外で CT を活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる

	<p>施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡時画像診断システムの導入を希望する大学や医療機関に対して国庫補助金を活用して推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・各大学の現状把握、大学施設等の活用等の課題について協議 [再掲] ・監察医確保のための実習支援事業を開始し、制度を活用した医師数は令和6年度からの2力年で6名。 [再掲] ・監察医事務所に導入した CT 車を活用した市外 CT を北河内地域等において実施。(令和5年度50件、令和6年度65件、令和7年度28件(令和7年10月末時点)) [再掲] ・府内法医学教室の新施設整備に伴う解剖等の受入停止期間(令和7年8月)において、監察医事務所での調査法解剖の受入を実施。 ・大学や医療機関に死亡時画像診断の有効性を提案し、国の補助金を活用しながら導入を促進。(施設整備2大学、設備整備4大学) [再掲]
	<p>イ) 監察医事務所の老朽化への対応</p> <p>【目標】・ 監察医事務所の施設や設備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設運営費等補助金を活用した運営等を実施。 ・ 監察医事務所の老朽化対策にかかる手法について、調査・検討を実施 (R7)
	<p>ウ) 行政として府域全体の死因究明体制を総合調整</p> <p>【目標】・ 大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各大学の現状把握、大学施設等の活用等の課題について協議 [再掲]
<p><取組に対する課題></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・府域における死因究明体制を整備していく上で、死亡時画像診断の活用が不可欠であることから、死亡時画像診断装置が未設置の大学法医学教室や医療機関に対してその有効性の周知や導入を促すとともに、死亡時画像診断を実施していない地域の医療機関にCT撮影の協力を求めることとあわせ、撮影データの読影や死亡診断書(死体検案書)作成のため、法医学者、監察医や警察医あるいは警察協力医、救急医間でサポートを行うなど、均てん化に向けた取組を継続することが必要である。 ・大阪市内の非犯罪死体の死因診断を中心的に担う施設となっている監察医事務所の円滑な運営を継続していくために、築70年目を迎える施設等の老朽化に対する対応が急務である。 ・また、人材育成の中心的役割を担い、かつ犯罪死体の死因究明を担う大学法医学教室、特に府内の4大学法医学教室や近畿大学病院死因究明センターとの連携も、引き続き実施していく必要がある。
<p>④ 施策推進のための環境整備</p>	
	<p>ア) 穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応の仕組みづくり</p> <p>【目標】・ 遺族対応について関係者による研修実施(概ね年1回) [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人生会議(ACP)の普及啓発資材及びSNSを活用した周知を実施。 ・ 令和5年度から令和7年度は人生会議の日に合わせて府民公開講座を開催。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施するセミナーの開催費用を支援。 ・令和6年度は大阪府が拠点となり、厚労省「死因究明拠点整備モデル事業」を実施し、遺族対応のノウハウを検証。 ・遺族感情に配慮した対応をするため、遺族対応研修を令和6年度より年1回実施。 <p>[再掲]</p>
	<p>イ) 犯罪死に対する社会的要請への対応も踏まえた検案技術の向上等</p> <p>【目標】・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・警察医を対象とした、検案技術向上研修を実施 [再掲] ・警察における検視体制の充実に関して、検視調査課の人員体制を強化。
	<p>ウ) 情報の適切な管理</p> <p>【目標】・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供 [再掲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・CDR（Child Death Review：こどもの死亡検証）については国モデル事業の推移を注視。なお、令和2年度より国においてモデル事業を開始、令和6年度は10都道府県で実施されている。令和7年度より、モデル事業を踏まえ、国において全国展開に向けた体制整備を議論するため、「CDRの制度のあり方に関する検討会」が設置され、具体的な議論が開始。 ・大阪府監察医事務所取扱例のデータについては、個人情報の保護に関する法律及び法施行条例に基づく情報公開請求について適切に対応。
	<p>エ) 大規模災害の発生に備えた身元確認体制の整備</p> <p>【目標】・大規模災害発災を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例を関係者間で共有 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は大阪府（保健医療企画課、監察医事務所）、大阪府警察本部（検視調査課）、大阪府歯科医師会、大阪府医師会が参加し、身元確認に関する図上訓練を実施。 ・令和6年度は大阪府（保健医療企画課、監察医事務所）、大阪府警察本部（検視調査課）、大阪府歯科医師会、大阪府医師会が参加し、関西国際空港航空機事故消防救難総合訓練において身元確認訓練（実地訓練）を実施。 ・令和7年度は大阪府（保健医療企画課、監察医事務所）、大阪府警察本部（検視調査課、鑑識課、泉佐野警察署、捜査第一課、刑事総務課、府民応接センター）、大阪府歯科医師会、大阪府医師会、大阪府警察医会、泉佐野市、泉州南消防組合が参加（見学含む）し、泉佐野市総合体育館で身元確認訓練（実地訓練）を実施。
	<p><取組に対する課題></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族が希望する穏やかな看取りを実現させるために、引き続き人生会議（ACP）の普及啓発を進める必要がある。（第8次大阪府医療計画においては、人生会議（ACP）の認知度に関する目標値（令和11年度：認知度20%）を定めており、目標の達成に向けた取組を推進していくこととしている。）

- 今後、想定される大規模災害発災時には多数の身元確認を行う可能性があり、検視・検案作業と身元確認作業について、関係者間で実施手法や課題を共有するとともに、事前の備えとしてのマニュアルの作成や訓練などが必要である。今後は、検案の実施主体となる大学法医学教室所属医師への参加の呼びかけが必要。
- また、遺族対応のノウハウについて、専門団体の協力のもと、引き続き警察官、監察医、警察医などを対象とした研修を実施するとともに、身元確認訓練での遺族対応についても確認する必要がある。

第3節 国推進計画と今後の体制整備に向けた方向性との関係性

国の「死因究明等推進計画」に記載されている「死因究明等に講ずべき施策」にもとづく府内の取組状況を確認した上で、「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ」(平成30年2月)を受け、大阪府でとりまとめた「今後の死因調査体制の整備に向けた方向性」をもとに、関係性を整理すると以下のとおり。

なお、「留意すべき事項」は「施策推進のための環境整備」として整理する。

第2期大阪府死因究明等推進計画に置ける重点施策	国の「死因究明等推進計画」、「死因究明等に講ずべき施策」との関係性
死因診断体制の整備	法第10条 死因究明等に係る人材の育成等 法第11条 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備 法第14条 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
適切な検査・解剖体制の構築	法第12条 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備 法第13条 警察等における死因究明等の実施体制の充実 法第15条 死因究明のための死体の科学調査の活用 法第16条 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備 法第17条 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
施設の連携・強化	法第14条 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
施策推進のための環境整備	法第10条 死因究明等に係る人材の育成等 法第12条 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備 法第13条 警察等における死因究明等の実施体制の充実 法第14条 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実 法第17条 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進 法第18条 情報の適切な管理

第3章 基本的な考え方

第2期計画では、基本理念や現状、これまでの取組、課題等を踏まえ、第1期計画での2つの基本方針、「死因診断体制の整備」、「適切な検査・解剖体制の構築」、「施設の連携・強化」に「施策推進のための環境整備」4つの重点施策の取組を引き続き推進し、死因究明等の体制整備に向けて取り組んでいく。

第1節 基本方針

- 超高齢多死社会に対応していくため、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の実施体制を府域全体で整備していく。
- 死因究明等の実施体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

第2節 基本方針を踏まえた重点施策

(1)死因診断体制の整備

- ・臨床医の死因診断レベルのさらなる向上
- ・死因究明等を担う人材不足への対応
- ・大阪市外の警察医の高齢化・人材不足への対応
- ・検案技術の向上

(2)適切な検査・解剖体制の構築

- ・死亡時画像診断の導入と市外での活用による均てん化
- ・解剖や大規模災害時に際しての遺族への配慮
- ・監察医事務所の検案や検査等で得られたデータの利活用

(3)施設の連携・強化

- ・増加が見込まれる解剖やCT検査、生化学検査、薬物検査など各種検査への対応
- ・監察医事務所の機能維持に向けた老朽化対策
- ・府域全体の死因究明体制の総合調整

(4)施策推進のための環境整備

- ・府民に対する大阪市内と市外の均てん化についての理解促進と死因究明体制についての啓発
- ・穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した仕組みづくりや、人生会議(ACP)の普及啓発
- ・情報の適切な管理
- ・犯罪死に対する社会的要請へ対応するために、大学法医学教室と連携をしたセーフティネットを構築
- ・大規模災害発生に備えた、府域全体での身元確認体制の整備

第4章 具体的な取組と目標

(1)死因診断体制の整備

施策のめざす姿

死因診断を担う人材の確保及び育成と支援に取り組み、府内全域において、死因診断体制の充実を図る。

個別目標

- | | |
|-------------|--|
| 方
向
性 | ① 臨床医に対し医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上
② 死因究明等を担う人材不足への対応
③ 大阪市の外の検案を実施している警察医の高齢化・人材不足への対応や業務負担に対するサポート体制の充実
④ 検案技術の向上 |
|-------------|--|

- | | |
|--------|--|
| 目
標 | ①・臨床医等を対象とした死因診断レベル向上研修の確実な受講者確保
・必要なマニュアル等の提供
かけつけ医:年間 100 名以上 ※目標値
救急医:年間 100 名以上 ※目標値
②・監察医事務所での実習生受け入れ数:年間10名以上 ※目標値
・監察医の委嘱数:3年間で3名以上 ※目標値
・大学で法医学を専攻する医師数:3年間で5名以上 ※目標値
・大学で死因究明学専門人材の修了生:3年間で10名以上 ※目標値
③④ ・大阪市の外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる体制整備
・大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換や情報提供できる体制構築
・大阪市以外の救急医に対する死因診断向上に向けた取組の実施 |
|--------|--|

具体的な取組

① 臨床医向け研修

・平成30年度から救急医向け研修及びかけつけ医を対象に、法令解釈や死亡診断書作成の研修を実施することで死因診断に関する必要な知識の習得に努めてきた。今後は、救急医が死亡診断書(死体検案書)の作成を実際に行うために、死因診断の重要性について理解を深める研修を行うとともに、在宅での看取りの増加が見込まれるため、救急医に加え、臨床医を対象とした研修を実施する。

② 人材の確保・育成

・法医学教室を有する府内5大学に対し、死因究明に対する大学のニーズ、人材育成のあり方や府外大学との連携等について、早期にアンケートやヒアリング調査を実施することで状況を把握し、今後の取組方策について検討する。

・監察医事務所での大学医学部教育での臨床実習や大学院教育での実地演習について、大学と連携して受け入れを実施する。

・大阪大学において、文部科学省支援「次のいのちを守る」人材育成教育研究拠点事業を令和5年度から開始し、拠点として「次のいのちを守る人材育成教育研究センター」を設置。人材育成部門、社会公共政策部門、最新データ開発部門の3部門構成で、教育と研究、データベース構築やリソース提供等を行う。

・大阪大学大学院で実施中の社会人向け高度プログラム「死因診断能力の向上と死因究明の攻究」、

「在宅医療の充実における看取り向上のための検案能力の涵養」等では週末の講義が中心となるものであり、監察医事務所での実習も可能となっているため活用を検討していく。

- ・大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場所を確保するため、監察医、警察医の検案業務への確実な従事について検討する。【拡充】
- ・法医を確保するため、大阪府地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)において、大学のニーズを踏まえた情報提供や発信に向け調整する。
- ・今後、在宅での看取りが増加することを踏まえ、主に在宅医療の現場において、患者への人生会議(ACP)支援を実施できる人材を育成するとともに、第8次大阪府医療計画に定めた人生会議(ACP)の認知度に関する目標を達成するために、全世代を対象とした普及啓発を実施していく。

③ 歯科医師への研修

- ・大阪府歯科医師会警察歯科対策室が実施している大阪府警との歯牙による身元確認に必要な研修について、内容を充実することでスキルアップを図る。また、リスクリテラシー教育として大阪大学大学院で実施している高度プログラム「死因究明学に根ざした法歯学の涵養プログラム」等の活用も推進する。

④ 検案サポート医体制の検討

- ・大阪府が進めているモデル事業において、今後、大阪市外で検案を行う警察医等が死亡時画像診断を実施する機会が想定されることから、監察医事務所では監察医が行う画像診断の機会を通じた読影技術向上研修の実施や死因確定に悩む警察医等を法医や監察医、警察医間でサポートする仕組みを今後も継続していく。
- ・大阪市外の警察医等の支援について検討を実施する。【新規】

⑤ 救急機関との相談体制構築等

- ・大阪市内の救急医と監察医による死因診断等の意見交換(監察医によるフィードバック)について、市内の救急医療機関と意見交換を継続する。
- ・事件性が阻却された遺体については、救急医療機関での死因診断の実務レベルをさらに向上させることで、警察からの依頼により救急医が死因診断できる体制づくりを引き続きめざす。
- ・監察医事務所と救急医療機関との意見交換において得られた情報について、大阪市以外の救急医療機関に対しても情報提供できるよう検討を実施する。【新規】

⑥ 警察医等への情報提供

- ・検案技術向上のため、警察医等の実際に検案した事例の大学法医学教室での解剖研修を実施する。
- ・救急医療機関が保持する情報を、死亡診断を行うかかりつけ医や検案する警察医等へ提供できる体制を検討する。

(2)適切な検査・解剖体制の構築

施策のめざす姿

大阪市内と市外の均てん化等に向けた取組を進め、大阪府内の適切な検査や解剖の体制構築を図る。

個別目標	
方向性	① 死亡時画像診断等の導入と市外での活用による均てん化 薬物検査等各種検査の充実化 ② 解剖や大規模災害時に際してのご遺族への配慮 ③ 監察医事務所の検案、解剖等で得られたデータの利活用
目標	①・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、協力医療機関のさらなる確保や、読影を実施する警察医等のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり ・監察医事務所のCT車を活用した市外の必要な地域への死亡時画像診断の実施 ②・遺族対応について関係者による研修実施(概ね年1回) ※目標値 ③・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供

具体的な取組

① 死亡時画像診断(CT)等の導入及び活用

- ・府域の必要な地域において協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断(CT)の試行実施するモデル事業を引き続き実施するとともに運用上の課題等の改善に取組んだ上で、他の地域への拡大を検討する。モデル事業の実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、大学法医学者、監察医、警察医等間で連携しながら必要なサポートを行う。
- ・監察医事務所に導入したCT車については、通常業務に加え、死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できていない地域については今後も警察等関係機関と協議し活用を実施していく。
- ・協力医療機関において死因・身元調査法に基づく死亡時画像撮影を実施するとともに、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートを実施。また、対象地域の拡大をめざし、協力医療機関のさらなる確保や死亡時画像診断が可能な医師の確保に努める。【拡充】
- ・死亡時画像診断用のCTが未導入の府内大学や医療機関に対し、有効性についてアピールし、国の医療施設等施設整備補助金を活用しながら導入を促していく。
- ・CTでは診断できない慢性心不全や突然死、糖尿病等、出血や病変の確認が必要な事例には、今後も血液検査や解剖等により死因診断する体制を推進していく。
- ・大阪市外の薬物検査については国の死因究明等推進拠点事業の薬物検査実施モデル事業(大阪大学)を活用して実施していく。

② 遺族感情に配慮した対応

- ・他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、日頃遺族と接する可能性のある警察等を対象に研修を実施する。
- ・身元確認訓練での遺族対応の確認を実施する。【拡充】

③ データの利活用

- ・監察医事務所で扱う大阪市内死亡者の各情報を引き続きデータベース化するとともに、検案、検査・解剖により得られたデータの解析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用する

ためのデータ提供手法を検討する。

- ・府民が単身高齢者を見守る際や死亡時の早期発見、医師の正確な死因診断につながるよう、監察医事務所で得られた孤独死関連データや熱中症、ヒートショック、自殺の状況について、ホームページ等の内容を充実し、広く周知するとともに、関係部局等の連携した取組推進や、大阪市外の警察医、行政機関等への情報提供により、さらなる予防等につなげていく。
- ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に必要となる情報の提供に努める。
- ・現在、厚生労働省において、身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。

(3)施設の連携・強化

施策のめざす姿

監察医事務所の老朽化対策も含め、大阪府内の関係施設の連携強化を図る。

個別目標	
方向性	① 今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、検査・解剖が可能な協力施設の確保と連携推進 ② 今後、築70年目を迎える監察医事務所(令和8年度築65年目)の老朽化に対する対応 ③ 行政として府域全体の死因究明体制を総合調整
目標	① 大阪府外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり[再掲] ② 監察医事務所の老朽化を踏まえた建替への対応 ③ 死因調査等協議会において、府域全体の死因究明体制の検討を実施

具体的な取組

- ① 法医学教室等との連携推進
 - ・死亡者数の増加に対応(解剖等の分散)するため、監察医事務所のほか、大学法医学教室等と連携した検査・解剖体制の構築をめざす。各大学等の現状把握を行い、協力施設の確保・連携をめざす。
 - ・大学関係者の意見を踏まえ、大阪府死因調査等協議会において、大学施設等の活用等に当たっての課題について議論を行う。
- ② 死亡時画像診断(CT)等の導入及び活用[再掲]
 - ・府域の必要な地域において協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断(CT)の試行実施するモデル事業を引き続き実施するとともに、運用上の課題等の改善に取組んだ上で、他の地域への拡大を検討する。モデル事業の実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、大学法医学者、監察医、警察医等間で連携しながら必要なサポートを行う。
 - ・監察医事務所に導入したCT車については、通常業務に加え、死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できていない地域については今後も警察等関係機関と協議し活用を実施していく。【再掲】
 - ・協力医療機関において死因・身元調査法に基づく死亡時画像診断を実施するとともに、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートを実施する。また、対象地域の拡大をめざし、協力医療機関のさらなる確保や死亡時画像診断が実施可能な医師の確保に努める。【拡充】
 - ・死亡時画像診断用のCTが未導入の府内大学や医療機関に対し、有効性についてアピールし、国の医療施設等施設整備補助金を活用しながら導入を促していく。

③ 監察医事務所の老朽化を踏まえた建替への対応

・大阪市内の死因究明を中心的に担う施設である監察医事務所の運営が円滑に進むよう、建替えを含めた老朽化対策について、国の医療施設運営費等補助金も活用しながら進めていく。

(4) 施策推進のための環境整備

施策のめざす姿

死因究明に関連する施策との連携を図り取組を進める。

個別目標	
方向性	<p>① 穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した仕組みづくりや、人生会議(ACP)の普及啓発</p> <p>② 犯罪死に対する社会的要請へ対応するため、大学法医学教室と連携をしたセーフティネットを構築</p> <p>③ 情報の適切な管理</p> <p>④ 大規模災害の発生に備えた、府域全体での身元確認体制の整備</p>
目標	<p>①・遺族対応について関係者による研修実施(概ね年1回)[再掲]</p> <p>②・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる体制整備[再掲] ・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化</p> <p>③・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供[再掲] ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に情報提供</p> <p>④・大規模災害発災を想定した関係者による身元確認体制の整備及び訓練実施(概ね年1回)</p> <p>※目標値 ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例を関係者間で共有</p>

具体的な取組

- ① 府民啓発
 - ・第8次大阪府医療計画に設定した人生会議(ACP)の認知度に関する目標値(令和 11 年度:認知度 20%)達成に向けた取組を推進する。府民参加型イベントや SNS 等を活用した普及啓発の取組を通じ、自らが希望する医療やケアに加え、現在の健康状態や通院の状況等も含め、周囲と共有することの重要性を周知する。【拡充】
 - ・他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、日頃遺族と接する可能性のある警察等を対象に研修を実施する。【再掲】
- ② 検案サポート医体制の検討
 - ・大阪府が進めているモデル事業において、今後、大阪市外で検案を行う警察医等が死亡時画像診断を実施する機会が想定されることから、監察医事務所で監察医が行う画像診断の機会を通じた読影技術向上研修の実施や死因確定に悩む警察医等を監察医や警察医間でサポートする仕組みを今後も継続していく。【再掲】
 - ・大阪市以外の警察医の支援について検討を実施する。【新規・再掲】
- ③ 警察における検視体制の充実
 - ・検視官の効率的な運用を確保するため、引き続き、ITの活用や署員のレベルアップ(検視のポイントを教養する等)によって体制強化することで、今後見込まれる死亡者数の増加に対応し、犯罪死の見逃し防止を徹底する。

- ・遺体の適正な保管に努め、DNA等の科学捜査を活用し、早期に遺体を遺族等に引き渡す。
- ④ CDR(Child Death Review、予防のためのこどもの死亡検証)の大阪府における対応の検討
- ・CDRについては国モデル事業の推移を引き続き、注視する。
 - ・国において全国展開に向けた体制整備を議論するため、「CDR の制度のあり方に関する検討会」が設置され、具体的な議論が開始されている。今後、国で示される制度のあり方を踏まえた上で、関連施策を含め、府における対応について検討を進める。
- ⑤ データの利活用【再掲】
- ・監察医事務所で扱う大阪市内死亡者の各情報を引き続きデータベース化するとともに、検案、検査・解剖により得られたデータの解析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用するためのデータ提供手法を検討する。
 - ・府民が単身高齢者を見守る際や死亡時の早期発見、医師の正確な死因診断につながるよう、監察医事務所で得られた孤独死関連データや熱中症、ヒートショック、自殺の状況について、ホームページ等の内容を充実し、広く周知するとともに、庁内の連携した取組推進や、大阪市外の警察医、行政機関等への情報提供により、さらなる予防等につなげていく。
 - ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に必要となる情報の提供に努める。
 - ・現在、厚生労働省において、身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。
- ⑥ 身元確認体制の整備及び訓練実施
- ・今後の大規模災害の発生に備え、身元確認体制の整備が必要であり、生前の歯科資料の収集方法の検討や、多数の身元不明者に対応するための人的・物的な体制の確保手続きについて関係者で共有するとともに、関係者が連携した概ね年1回の事前訓練の実施や科学的調査による身元確認体制(検案や身元確認等)の整備を進める。【拡充】
 - ・現在、厚生労働省において身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。
 - ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む事例の把握を行い、今後の取組みに参考となる事例を関係者で共有する。

第5章 推進体制等

○ 計画の推進体制

今回取りまとめた本計画は、超高齢多死社会に対応していくため、現行の監察医制度を活用しながら当面取り組むべき内容についてまとめたもの。今後も、死因究明等の体制整備やそれに必要な取組みの推進にあたっては、大阪府死因調査等協議会を構成する関係者間で協議や調整をしながら連携して対応することが不可欠であり、それぞれの役割の中でその役目を果たしていくことが肝要である。

○ 進捗管理

本計画に記載している方向性や目標に対し、それらの実現のために必要な取組内容や結果について、毎年、大阪府死因調査等協議会の場において報告するとともに、進捗状況を確認していくこととする。

○ その他

なお、本計画の計画期間は令和8年度から 3 年としているが、社会情勢や死因究明等を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じてこの計画を柔軟に見直すものとする。

○大阪府死因調査等協議会規則(平成二十九年十一月十三日、大阪府規則第七号)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府死因調査等協議会(以下「協議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 医療関係団体、医療施設等の代表者

三 関係行政機関の職員

四 前三号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。

6 前条の規定にかかわらず、協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第六条 協議会及び部会は、必要があるときは、関係者から意見を聴くことができる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

関係法令

○ 死因究明等推進基本法(令和元年法律第三十三号)

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 基本的施策(第十条—第十八条)

第三章 死因究明等推進計画(第十九条)

第四章 死因究明等推進本部(第二十条—第二十九条)

第五章 死因究明等推進地方協議会(第三十条)

第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度(第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「死因究明」とは、死亡に係る診断若しくは死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)の検案若しくは解剖又はその検視その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。

2 この法律において「身元確認」とは、死体の身元を明らかにすることをいう。

3 この法律において「死因究明等」とは、死因究明及び身元確認をいう。

(基本理念)

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。

3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学の責務)

第六条 大学は、基本理念にのっとり、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

第二章 基本的施策

(死因究明等に係る人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することができるよう、医師、歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実、死因究明等に係る医師、歯科医師等に対する研修その他の死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、警察等(警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。以下同じ。)における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、死因究明等に係る業務に従事する警察官、海上保安官及び海上保安官補等の人材の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的教育を受けた人材の確保及び研究の蓄積が精度の高い死因究明等の実施にとって不可欠であることに鑑み、大学等における死因究明等に関する教育研究施設の整備及び充実その他の死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、相互に連携を図りながら協力しつつ、法医学、歯科法医学等に関する知見を活用して死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(警察等における死因究明等の実施体制の充実)

第十三条 国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、警察等における死体に係る捜査、検視、死因及び身元を明らかにするための調査等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死体の検案及び解剖等の実施体制の充実)

第十四条 国及び地方公共団体は、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明のための死体の科学調査の活用)

第十五条 国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査(死因を明らかにするため死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断(磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。以下この条において同じ。))その他の科学的な調査をいう。以下この条において同じ。)の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に係る者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、身元確認のための死体の科学調査(身元を明らかにするため死体に対して行う遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。)が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実を図るとともに、歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及び管理その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する施策の適切な実施に資するよう、死者及びその遺族等の権利利益に配慮しつつ、警察等、法医学に関する専門的な知識経験を有する医師又は歯科医師、診療に従事する医師又は歯科医師、保健師、看護師その他の医療関係者等が死因究明により得られた情報を相互に共有し、及び活用できる体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の適切な管理)

第十八条 国及び地方公共団体は、死者及びその遺族等の権利利益に配慮して、死因究明等により得られた情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 死因究明等推進計画

第十九条 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画(以下「死因究明等推進計画」という。)を定めなければならない。

2 死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項
- 二 死因究明等に関し講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

3 死因究明等推進計画に定める前項第二号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

- 4 厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な資金を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、三年に一回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 8 第四項及び第五項の規定は、死因究明等推進計画の変更について準用する。

第四章 死因究明等推進本部

(設置及び所掌事務)

第二十条 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
- 二 死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十一条 本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員十人以内をもって組織する。

(死因究明等推進本部長)

第二十二条 本部の長は、死因究明等推進本部長(以下「本部長」という。)とし、厚生労働大臣をもって充てる。

(死因究明等推進本部員)

第二十三条 本部に、死因究明等推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者

3 前項第二号の本部員は、非常勤とする。

(専門委員)

第二十四条 本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(幹事)

第二十五条 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(本部の運営の在り方)

第二十七条 本部の運営については、第二十三条第二項第二号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第二十八条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 死因究明等推進地方協議会

第三十条 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度

第三十一条 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。